

那珂市広告掲載取扱要項

(平成 19 年 3 月 20 日告示第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第 2 条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の広報紙、封筒、ポスター、パンフレット等の印刷物
- (2) 市公式ホームページ
- (3) 市の土地、建物、自動車等の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる市の資産で市長が認めるもの

(掲載基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する法人及びその他の団体並びに個人事業主については、広告媒体に広告を掲載することができない。

- (1) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (2) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の事業者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足る相当の理由が認められる者
- (5) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載広告の要件)

第 4 条 広告媒体に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る広告及びこれらの従業員の募集に係る広告
- (2) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (3) 個人の宣伝に係る広告
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (5) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (6) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業に関する広告
- (7) その他掲載する広告として市長が適当でないと認めたもの

(広告の位置、規格及び掲載料)

第 5 条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(申込者の資格)

第 6 条 広告掲載の申込みができる者は、市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者とする。

(掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、那珂市広

告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、速やかに那珂市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を開催し、広告掲載の可否を決定し、那珂市広告掲載決定通知書（様式第2号）又は那珂市広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の広告掲載の決定をするときは、広告掲載に係る広告の内容、デザイン等について指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。

（広告掲載料の納入）

第8条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は、市長の指定する期日までに、市長の指定する方法で、広告掲載料を納入しなければならない。

（掲載者の責任）

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、掲載者が負うものとする。

2 広告に掲載する原稿の作成経費は、掲載者の負担とする。

（掲載者の義務）

第10条 掲載者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）広告の内容等に欠陥、虚偽、誤記等がないこと。

（2）広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

（3）広告に関連する著作権その他の財産等について、その権利処理が完了していること。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（広告掲載の変更又は取下げ）

第12条 掲載者は、次の各号のいずれかに該当するときは、那珂市広告掲載変更（取下げ）届（様式第4号）により、速やかに市長に届けなければならない。ただし、既納の広告掲載料は、還付しない。

（1）掲載の規格、期間を変更する場合

（2）広告掲載を取り下げる場合

（広告掲載料の還付）

第13条 市長は、広告掲載が決定した後に掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を還付するものとする。この場合において、還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の総額とする。

（審査会）

第14条 広告媒体に掲載する広告についての適正な運営を図るため、審査会を行財政改革推進室に置く。

2 審査会は、広告の選定について審議する。

3 審査会は、行財政改革推進室長、企画部秘書広聴課長、企画部政策企画課長、総務部総務課長、総務部財政課長及び行財政改革推進室長が指名する者で組織する。

（審査結果の報告）

第15条 審査会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

(取扱事務の所管)

第16条 審査会の庶務を除き、この要項に定める一切の事務は、当該広告掲載に関する広告媒体ごとに、その所管する部署が処理するものとする。

(委任)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年那珂市告示第41号)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年那珂市告示第121号)

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年那珂市告示第2号)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年那珂市告示第64号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年那珂市告示第36号)

この要項は、平成23年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

広告の位置、規格及び掲載料

種類	位置	規格	掲載料	
広報なか	市長が指定する ページの下面	半枠（4.5cm×8.8cm）	1回	10,000円／1枠
		全枠（4.5cm×17.9cm）	1回	20,000円／1枠
カラー広告	最終ページの 下面	全枠（4.5cm×17.9cm）	1回	50,000円／1枠
市公式ホームページ	トップページ	60ピクセル×150ピクセル	1月	10,000円／1枠
窓口用封筒	裏面	1枠（5.0cm×10.0cm）	20,000枚	50,000円／1枠
那珂市コミュニティバス （ひまわりバス）	車体両側面	片側（42.0cm×95.0cm）	1月	10,000円／1台（両側面）
市指定ごみ袋 用外袋	表面下部	1枠（10.0cm×21.0cm）	120,000袋	200,000円／1枠

様式第1号（第7条関係）

那珂市広告掲載申込書

年 月 日

那珂市長 様

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

印

電話番号

那珂市広告掲載取扱要項第6条の規定により、広告の原稿案を添えて下記のとおり申し込みます。

記

掲載希望媒体	掲載希望期間	掲載希望枠等
広 報 な か	年 月号から 箇月	半枠 ・ 全枠
カラー広告	年 月号から 箇月	全枠
市公式ホームページ	年 月 日から 箇月	バナー広告 1 枠 リンク先のHPアドレス http://
窓 口 用 封 筒	20,000 枚（約1年分）	裏面
那珂市コミュニティバス （ひまわりバス）	年 月 日から 箇月	台 （1台は左右両面）
市指定ごみ袋用外袋	120,000 袋（約1年分）	表面下部

※ 掲載希望媒体の欄に○を付け、必要事項を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

那珂市長 印

那珂市広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった那珂市の広告媒体への広告掲載については、審査の結果、掲載することに決定しましたので通知します。

なお、下記のとおり手続をお願いします。

記

- 1 広告掲載内容
(1) 掲載媒体
(2) 掲載期間
(3) 掲載枠等

2 広告掲載料 金 円

3 広告掲載料の納入

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払ください。

4 その他

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

那珂市長

印

那珂市広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった那珂市の広告媒体への広告掲載については、審査の結果、下記の理由により不掲載と決定しましたので通知します。

記

- 1 申し込まれた広告の内容
- 2 不掲載理由

様式第4号（第12条関係）

那珂市広告掲載変更（取下げ）届

年 月 日

那珂市長 様

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

印

那珂市広告掲載取扱要項第12条の規定により、下記のとおり広告掲載の変更（取下げ）をしたいので届け出ます。

記

1 変更

広告媒体名 _____

	変更前	変更後
規 格		
期 間		

2 取下げ

※ 該当する番号に○を付け、必要事項を記入してください。